

小社出版物につきまして、下記の訂正がございます。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2024』_正誤表

2024年5月8日

科目	頁	該当箇所	誤（訂正前）	正（訂正後）
法規	219	実践問題の問2の選択肢1	厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9cm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組の倍率は、1である	厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組の倍率は、1である
施工	493	「3_建設業法上の規定」の本文	建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあっては7,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては3,500万円以上とする	建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあっては8,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては4,000万円以上とする
施工	495	実践問題の問10の解答解説文	特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事では6,000万円以上、税込)となった場合に作成しなければならない	特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が4,500万円以上(建築一式工事では7,000万円以上、税込)となった場合に作成しなければならない
施工	495	実践問題の問12	問題文 元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、7,000万円以上の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい	問題文 元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、8,000万円以上の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい
		解答解説文 公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかるわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)	解答解説文 公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかるわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)	

株式会社エクスナレッジ